

公共造林補助金について

事業名	作業種	申請要件				
		補助率区分	対象林	林 齢	面 積	
森林環境保全直接支援事業	植付け	植栽本数 ・ 1,000本/ha以上 ・ 2,000本/ha以上 ・ 3,000本/ha以上	森林経営計画 森林施業計画 特定間伐促進計画 上記の計画策定地	—	0.1ha以上	スギ・ヒノキの植付けは確認苗木(各静岡県農林事務所長確認)であること。 25年生以下の送電線下伐採跡地への植栽は補助対象としない。 登記簿上の地目が山林、保安林のみ補助対象とする。 伐採跡地の場合は、伐採届が必要になります。
	下刈	—	森林経営計画 森林施業計画 特定間伐促進計画 上記の計画策定地	I 齢級(1～5年生) ただし、5年生以上は必要性が認められる場合に限る。なおかつ、過去に補助金の交付を5回以上受けていないこと。事前に農林事務所長の承認が必要。	0.1ha以上	2回刈は草本植物等が1回目の下刈前と同程度に繁茂し、育成しようとする樹木の成長を阻害する場合補助対象とする。また、繁茂状況が確認できる写真が必要。
	枝打ち	枝下高 ・ 2m以下 ・ 2m超	森林経営計画 森林施業計画 特定間伐促進計画 上記の計画策定地	III～VI 齢級(11～30年生)	0.1ha以上	完了後の枝下高(枝打ち後に残った最下部の枝の高さ)が地上からおおむね8mまでを補助対象とし、地上から1m程度の第1回目の枝打ちは(ひもうち)は補助対象としない。 特定間伐促進計画での申請の場合は除伐と同時申請とする。
	除伐	間伐率 ・ 20%以上	森林経営計画 森林施業計画 特定間伐促進計画 上記の計画策定地	III～V 齢級(11～25年生)	0.1ha以上	不要木竹等をすべて除去する場合補助対象とする。 (実作業として林内の刈払いと切捨て間伐が必要)
	保育間伐	間伐率 ・ 20%以上	森林経営計画 森林施業計画 特定間伐促進計画 上記の計画策定地	III～V 齢級(11～35年生)	0.1ha以上	間伐率20%以上の定性間伐を補助対象とする。 伐採しようとする不良木の平均胸高直径が18cm未満であれば林齢の上限なし。
	搬出間伐	間伐率 ・ 20%以上 搬出方法 ・ 車輻系と架線系 搬出材積 ・ 10m ³ /ha以上	森林経営計画策定地 または 森林施業計画 集約化実施計画 上記の両計画策定地	III～VII 齢級(11～60年生)	合計面積5.0ha以上	事業着手前に農林事務所に事前計画を提出すること。
	森林作業道	平均傾斜 ・ 35度以上 ・ 25度以上から35度未満 ・ 15度以上から25度未満 ・ 15度以下	森林経営計画策定地 または 森林施業計画 集約化実施計画 上記の両計画策定地	—	—	申請から2年以内に作業道を利用した搬出間伐の補助申請を行う場合対象とする。 森林作業道作設指針の基準を満たすこと。 事業着手前に農林事務所に事前計画を提出すること。

【注意事項】

- ・ 植付けと間伐の申請の際には伐採届の提出、また、砂防指定地で1ha以上の植付けと森林作業道の申請の際は砂防指定地内開発行為許可を受けているか確認します。
- ・ 過年度の造林補助金交付に係る施業図がない場合は、ポケットコンパスまたはGPS等による実測図が必要です。
- ・ 植付け、森林作業道の申請には着手後、その他の作業種においては着手前と着手後の写真が必要です。
- ・ 計画に基づく申請で、計画の取り消しを受けた場合には補助金の返還対象となります。